

第 4 3 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

1 提案理由

特別休暇の取得に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

職員が犯罪被害者やその家族となり、被害者参加人として裁判所等の官公署に出頭する場合に、特別休暇を取得できることとする。

(第 1 4 条関係)

3 施行期日

公布の日